

私立幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ

神石高原町では、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するために、保育料等の補助を行っています。国（文部科学省）と神石高原町の両方で補助する「私立幼稚園就園奨励費補助金」の制度があります。

補助を希望される保護者の方は、**幼稚園を通じて**手続きを行ってください。

1 対象者及び補助限度額

対象者は、神石高原町に居住し、私立幼稚園に5歳児、4歳児、3歳児又は満3歳児を就園させ、平成30年度の町民税額等が次の区分に該当する方です。

また、補助限度額（年額）は、下記の区分により異なります。

なお、町民税額は申請時の住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額で判定となります。

階層	区分	補助対象経費	国庫補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以上
1	生活保護受給世帯	入園料及び保育料の合計額	308,000円		
2	町民税非課税世帯		272,000円	308,000円	308,000円
	町民税所得割非課税世帯				
3	町民税所得割額 77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	308,000円
4	町民税所得割額 211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
5	上記以外の世帯	-	154,000円	308,000円	

〈階層区分ごとの多子世帯に対する負担軽減の適用条件について〉

(1) 第1階層から第3階層に該当する世帯の場合

この場合は、生計を一にする兄弟を全て人数に含めます。

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合もいいます。

(2) 第4階層、第5階層に該当する世帯の場合

この場合は、小学校3年生までの兄弟を人数に含めます。

(3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。

(4) 入園料及び保育料への支払額が上記金額を下回る場合、当該支払額が補助限度額となります。

○ひとり親世帯等の特例

階層	区分	補助対象経費	国庫補助金限度額		
			第1子	第2子	第3子以上
2	町民税非課税世帯	入園料及び保育料の合計額	308,000円		
	町民税所得割非課税世帯		308,000円		
3	町民税所得割額 77,100円以下の世帯		272,000円	308,000円	

※ひとり親世帯等とは

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- ・その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

2 手続方法

幼稚園から所定の申請書を受け取り、必要事項を記入・押印の上、幼稚園に提出してください。

平成30年1月1日現在、神石高原町に住所があり、平成29年中の所得の申告が済んでいる方は、申請書のみを提出、次に該当する方は、それぞれの書類を申請書に添付して提出してください。

○平成30年1月1日現在、神石高原町以外の市町村に居住されていた方

- ・平成30年度（市・町）民税課税証明書
- ・健康保険証の写し

○生活保護を受けている世帯は、「生活保護受給証明書」

○特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児がいる世帯は、県・町から交付される受給者証の写し

○ひとり親世帯は、「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療費受給者証」の写し

○在宅障害児（者）のいる世帯は、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「児童扶養手当証書」「障害基礎年金の年金証書」のいずれかの写し

3 補助の決定等について

前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）に分けて補助決定をします。

前期分は10月、後期分は3月に決定し補助額等は幼稚園を通じてお知らせします。

4 年度途中の入園・退園、申請の遅れに伴う補助金の交付について

（1）年度途中入園の場合

補助額は月割り（入園料相当分を加算、百円未満四捨五入）となります。保育料納入開始月から補助対象となりますが、申請が遅れますと補助金が交付できない場合があります。

（2）年度途中退園の場合

補助額は月割り（百円未満四捨五入）となり、退園した月分（保育料を納入した月分）まで交付します。

5 第2子以降保育料無償化事業

私立幼稚園就園奨励費に加えて、町内に住所があり、第2子以降の児童を私立幼稚園に就園させている保護者に対して保育料の一部を補助します。

◆ご不明な点がある方は、次までお問い合わせください。

神石高原町教育委員会 教育課 電話89-3341